

道路の安全を守るために

～特殊車両の指導・取り締まりを実施しました～

5/30(火)、国道112号西川町水沢地内の水沢チェーン着脱所で、寒河江警察署の協力のもと特殊車両の指導・取り締まりを行い、車体の大きさや通行許可証の許可内容を確認しました。

私たちが日常利用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して造られており、それを超過する車両を通行させる場合は、事前に道路法における特殊車両通行許可が必要となります。

規格外の車両の走行は、道路や橋などの構造物を傷つけるほか、重大事故に繋がる恐れもあるため、国土交通省と警察では、定期的に指導・取り締まりを実施しています。

特殊車両とは

構造が特殊な車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ、および総重量のいずれかの**一般的制限値**を超えた車両を「特殊車両」といい、道路を通行させるためには、道路管理者の通行許可が必要となります。

一般的制限値

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

●特殊車両の例

○フルトレーラー



○重量物運搬用セミトレーラー



○バン型セミトレーラー



○ポールトレーラー



	一般的制限値 (最高限度)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m <small>※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超過す。</small>
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m <small>(一部道路では4.1m)</small>
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t <small>(一部道路では車両の構造に応じて最大25t)</small>
軸重	積載状態で最大 10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

指導・取り締まりの様子



マットスケール

マットスケールに車体を乗せ
総重量を測定



車体の高さ・幅・長さを測定



許可されている車両や通行経路に
違いがないか、通行許可証を確認

国道112号、月山道路に関するご意見・ご質問など、お気軽にご連絡ください!

～明日をひらく 人とともに 地域とともに～



国土交通省
山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所
(住所) 〒991-0003 寒河江市大字西根字下川原58-1
(TEL) 0237-84-3191 (FAX) 0237-84-3687

【寒河江国道維持出張所ホームページ】

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/sagaeiji/>

山形河川国道事務所 道路情報サイト
(事務所管内の国道情報)

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/yamagata/>



道路の異状を発見したら

#から始まる
この番号へ

道路緊急ダイヤル #9910
全国共通24時間受付無料